

自走式木材破砕機貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、地域発元気づくり支援金を活用して設置する「自走式木材破砕機」(以下「機械」という。)の貸付について、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者)

第2条 この機械の貸付対象者は、下伊那北部5町村に所在し又は住所を有する、町、村、区、自治会及び、収益を伴わない事業を行うNPO法人、ボランティア団体、個人等とする。

(貸付手続)

第3条 公共性、公益性の高い環境整備を行うため、前条に規定する者が、機械を使用しようとするときは、自走式木材破砕機借受申請書(様式第1号)を前月の20日までに機械を管理する豊丘村長(以下「機械管理者」という。)に提出しなければならない。

(貸付決定)

第4条 機械管理者は、前条の規定する申請書を受理したときは、貸付の可否を決定し、当該申請書を提出した者に対し、貸付を行う場合にあってはその旨を自走式木材破砕機貸付承認書(様式第2号)により通知するものとする。

(貸付期間)

第5条 機械の貸付期間は、前条の規定により貸付を行う旨を通知された者(以下「借受者」という。)が機械の引渡しを受け、その引渡しを完了した日から当該機械を返還した日までとする。

2 前項の貸付期間は、2週を越えてはならない。ただし、機械管理者と借受者との協議により、貸付期間を更新することができる。

(使用、保管等)

第6条 借受者は借受けた機械の使用及び保管について、善良なる管理義務をもって管理し、遺憾のないようにしなければならない。

2 借受者は借受けた機械について、常に整備点検簿(別紙)に沿って整備をしなければならない。

3 機械管理者は、必要があると認めるときは、借受者に対しその借受者に係る機械の使用及び保管の状況について報告を求めることができる。

(転貸の禁止)

第7条 借受者は借受けた機械を転貸してはならない。

(返還)

第8条 借受者は借受けた機械を返還しようとするときは、あらかじめ、自走式木材破砕機使用実績報告書(様式第3号)を機械管理者に提出し、機械管理者の指定する者の立会いのうえ、その機械を引き渡すものとする。

(強制返還)

第9条 機械管理者は、借受者が次の各号に該当するときは、当該借受者に係る機械の返還をさせることができる。

- (1) 提出した申請書に虚偽の記載があった場合。
- (2) この規程に定めた事項に違反した場合。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、借受者に貸付不相当と認められる行為があったとき。

(利用料等)

第10条 機械の利用料は豊丘村内の個人・団体等は無料、村外の個人・団体等は1日13,000円、半日9,000円とする。

2 機械の燃料については借受者の負担とし、満タンにして機械を返還するものとする。

(費用負担)

第11条 貸付機械の借受けと返還に要する一切の費用は借受者の負担とする。

(物件の瑕疵)

第12条 機械管理者は、機械の性能、機能等に不適合、不完全その他の瑕疵があったときは、責任をもって完全な状態で借受者に引き渡すものとする。

(滅失、毀損等)

第13条 借受者は借受けた機械を損傷し、又は滅失又は損壊したときは、直ちにその内容と理由を機械管理者に報告し、機械管理者の指示に従いこれを弁償し、又は現状に復さなければならない。

2 機械管理者は、借受者が機械管理者の承認を得て機械の修理または部品の交換を行う場合は、当該借受者に対しその経費の一部の負担を求めることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。